

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 健康福祉部福祉課

法令名	社会福祉法	法令番号	昭和 2 6 年法律第 4 5 号
手続名	社会福祉施設を設置する第一種社会福祉事業の許可を受けた者が申請事項を変更した際の許可	根拠条項	第 6 3 条第 3 項において準用する第 6 2 条第 5 項
審査基準	社会福祉施設経営に係る許可事項の変更の許可については、社会福祉法第 6 3 条第 3 項により第 6 2 条第 5 項を準用することとなっており、「社会福祉施設を設置する第一種社会福祉事業の許可」と同様の基準により審査する。		
受付機関	福祉課	処理機関	福祉課
交付機関	福祉課	標準処理期間	2 0 日
		標準経由期間	- 日
		目次	